

株式交付の登記の手続

登記すべき事項

(注) 株式交付子会社については、その登記事項に変更は生じない

次の事項につき変更を生じた旨及びその年月日

- ① 発行済株式の総数並びにその種類及び種類ごとの数
- ② 資本金の額
- ③ 株式交付子会社の株式の譲渡人に新株予約権を発行した場合
→ 新株予約権に関する登記事項

(注) 株式交付子会社の株式の対価として株式交付親会社の自己株式を交付する場合
→ 登記すべき事項の変更は生じない

添付書面

- ① 株式交付計画書
効力発生日の変更があった場合
→ 取締役の過半数の一致があったことを証する書面又は取締役会の議事録
- ② 株式の譲渡しの申込みを証する書面
又は、株式交付親会社が株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の総数の譲渡しを行う契約を証する書面
- ③ 株式交付計画の承認に係る株主総会議事録及び株主リスト
又は、簡易株式交付の場合
→ 株式交付計画書の承認に係る取締役会議事録若しくは取締役の過半数の一致を証する書面
- ④ 簡易株式交付の場合は、当該場合に該当することを証する書面
簡易株式交付に反対する旨を通知した株主がある場合
→ その有する株式の数が一定数に達しないことを証する書面
- ⑤ 債権者保護手続が必要な場合には、公告及び催告をしたことを証する書面
公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合にあっては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該株式交付をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面
- ⑥ 資本金の額が法及び計算規の規定に従って計上されたことを証する書面

登録免許税

増加した資本金の額の 1000 分の 7

これによって計算した税額が 3 万円に満たないときは、申請件数 1 件につき 3 万円

(注) 発行済株式の総数の変更の登記については、登録免許税を別途納付する必要はない